

No. 40 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和3年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		所管部局 室・課等	岩手県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 吉田 瑞彦		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日	事務所の所在地 〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号	電話番号	019-624-8930		
	(平成23年1月12日公益財団法人へ移行)		HPアドレス	<a href="http://www.iwate-boutsui.jp/index.html/">http://www.iwate-boutsui.jp/index.html/</a>		
資(基)本金等	600,000,000円	うち県の出資等 割合	499,105,000円	83.2%		
設立目的	この法人は、暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人または法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。 (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条に規定する講習を行うこと。 (8) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (11) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	4,408千円	平均年齢	63.0才	※令和2年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名 (役員兼務1名)	うち県派遣	0名	うち県OB	4名
	平均年収	2,964千円	平均年齢	61.5才	※令和2年度実績	

2 県施策推進における法人の役割

1	暴力団犯罪に関する広報・啓発活動を行うことにより、犯罪被害の未然防止を図るとともに、県民からの暴力団等にかかる相談に対し、専門的見地からの適切な助言・指導により解決を図る。
2	少年の健全育成を目的として活動する少年指導員に対し、最新の暴力団情勢等を内容とした研修を行う等により、少年の暴力団組織への加入の未然防止を図る。
3	企業・業界と密接な関係を持つ当法人が身近な受け皿となり、広報啓発及び相談の受理を行うことにより、県警と連携のうえ、暴力団による震災復旧・復興事業への介入の阻止を図る。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似した事業を行っている他の団体はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

暴力団事件被害者、組織離脱希望者への支援事業は、緊急性が高く、早急な意思決定が求められるが、当法人は少人数の機関であり早急な意思決定が可能であることから、スピーディに事業が実施できる点で県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方

本法人は、岩手県内において暴力団員による不当行為を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救済事業等を行っている唯一の公益法人であり、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、安全で住みよい岩手県の実現に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

## II 経営目標の達成状況

### 1 事業目標

	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
1	暴力団被害防止のための広報誌の配布	① 年35,000部以上配布	34,700部	年35,000部以上	年35,000部以上
取組内容	法人の作成した広報誌や不当要求防止責任者に対する教材資料等、合計34,700部を配布し、暴力団情勢や不当要求の手口等について、広く広報啓発を行ったことにより、暴力団の犯罪や不当要求の手口についての認識向上が図られた。一方、配布部数は目標値に届かなかったことから、予算との兼ね合いもあるが、可能な限り配布数を拡大する必要がある。				
課題	暴力団への対応は、手口に関する知識や実際の対応要領を身に付けることが肝要である。そのため、刻々と変化し、複雑化する暴力団情勢について最新情報を発信する本事業は、犯罪被害の未然防止の為に必要不可欠であり、かつ本事業は法人のPRも兼ねていることから、費用対効果を考慮のうえ、実効が上がる形を模索しつつ、今後も継続して推進する必要がある。				
2	暴力団追放気運醸成のための暴力団追放県民大会の開催	① 参加目標人数600人以上	約500人参加	参加目標600人以上	参加目標600人以上
取組内容	10月29日、北上市文化交流センター（さくらホール）において、地域暴排組織である北上市地域安全推進市民会議との共同開催で開催した。新型コロナウイルスの感染拡大の中、事前に入場整理券を配付して参加者を限定する等の対策を講じて開催したものであり、当初の目標人数には達しなかったものの、この情勢下で最大限の動員をしたことにより、県内全体の暴力団追放気運の向上が図られた。				
課題	参加人数は目標に届かなかったものの、東北の各県では同種の大会は軒並み中止され、対策を講じて開催に至ったのは本県のみであり、この情勢下において十分な成果であったと評価できる。 本事業は大人数を動員するものであるから、今年度以降も新型コロナウイルスの感染状況の影響は避けられないが、本大会は県民の暴力団追放に対する意識の向上を図ると共に、法人のPRをする絶好の場でもあることから、今後もいわゆる「withコロナ」で開催することを念頭に、制約がある中で最大限の実効を上げるための方策を講じていく必要がある。				
3	暴力団被害者等に関する相談への適切な対応と支援	① 適切な助言、必要に応じた引継ぎ	相談247件受理	適切な助言等	適切な助言等
取組内容	当法人は県民の身近な相談窓口として、暴力団による犯罪被害者に限らず、犯罪の予兆事案等も含めて広く相談を受理しているところであり、昨年は前年比+156件と大幅増加の247件の相談を受理した。内容は、モール型ショッピングセンターのテナント申請者や、新型コロナウイルス対策に伴う各種給付金交付手続におけるスクリーニング等、暴力団排除のための暴力団情報提供依頼が大半を占め、これに適切に対応することにより、企業による暴力団排除の推進を支援した。				
課題	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会情勢が不安定になったことを受けて相談数が急増したこと、相談数の大半を暴力団排除のための情報提供依頼が占めていることから、法人が県民にとって身近な相談窓口として認知され、県民の間にも高い暴排意識が浸透していることがうかがえる。今後も県民からの期待に応えるべく、個人情報の適正な取扱いに十分に留意しながら事業を推進する必要がある。				
4	暴力団離脱者に対する社会復帰支援	① 支援の実施	実績なし	支援の実施	支援の実施
取組内容	本事業は、暴力団離脱希望者による申し出がなされない限り実施することができないという、受動的な性質が非常に強い事業である。また、現状は対象者が自ら離脱意思を表明して支援を求めてくることは稀であり、離脱意思を有する者の把握が困難である。				
課題	当県では暴力団員の人数が少ないため、支援対象者数も少なく、事業実施が難しい状況にあるが、他県の事例を参考にするなどして事業内容の広報に努め、支援を求める者に認知されるように、一層の周知を図る必要がある。				
5	責任者講習委託業務の効果的・計画的推進	① 県内各地で23回以上実施 ② 受講人数600人以上	20回 832人	22回以上実施 600人以上受講	23回以上実施 600人以上受講
取組内容	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、年間実施計画の大幅な変更を余儀なくされた。また、予定していた開催会場のうち、会場キャパシティの都合上感染対策を十分にとることが出来なかった会場もあり、計画を統合して大人数が収容可能な会場に変更し、合同実施する等して対応した。このため、実施回数の目標は達成できなかったものの、受講人数は目標値を大幅に上回ることであった。				
課題	不当要求防止責任者講習は、各事業所の不当要求対応責任者に対して直接実践的な対応要領等を講義するものであり、受講人数の増加は、暴力団からの犯罪被害の未然防止に繋がるものであるから、今年度以降は暴力団追放県民大会と同様、いわゆる「withコロナ」を念頭に、状況に応じた積極的な事業の推進が必要である。				
6	東日本大震災復旧・復興事業への暴力団介入防止のための支援	① 警察と連携した広報啓発活動の実施 ② 復旧・復興事業参入業者からの相談対応	随時実施 随時実施	警察と連携し広報啓発 参入業者からの相談対応	警察と連携し広報啓発 参入業者からの相談対応
取組内容	警察と連携し、被災地域を会場として行う責任者講習や、HP、広報誌等を活用して暴力団等反社会的勢力による公共事業への介入手口等についての情報を発信することにより、暴力団による復興事業への介入の未然防止を図った。				
課題	昨年度は反社会的勢力による復興事業等への介入事案は把握されておらず、広報啓発が実効を上げているものと認められる。しかし、事業が継続する限り介入の可能性は常に存在し続けることから、今後も継続的に同事業を実施する必要がある。				
7	県民からの意見・要望の把握による事業の推進	① 責任者講習時にアンケートを実施 ② HP、広報誌等による意見等の吸い上げ	随時実施 随時実施	会議・研修での吸い上げ	会議・研修での吸い上げ
取組内容	過去に実施したアンケート結果については、意見を集約して以後の講習内容に反映させており、次期アンケートも実施する予定であるが、責任者講習に弁護士講話を組み込んでいる関係で、アンケートの項目は岩手弁護士会の意見を踏まえたものにする方向で検討中である。また、HPや広報誌等の媒体活用による暴排意識の醸成と並行し、直接県民から意見を求めているほか、県内16地域に組織される地域暴排組織との連絡会議を毎年開催し、意見、要望の把握に努めている。				
課題	県民の意識から乖離することなく、適切な方向性を保ちながら事業を実施するためには、県民の意見・要望の把握は不可欠であるから、手法を工夫しつつ今後も継続して実施すると共に、得られた成果を事業に反映させる必要がある。				

## 2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	センターに対する県民からの意見・要望等の把握	① 責任者講習時の意見の直接吸い上げ ② 各地区組織等を通じた意見の吸い上げ	適宜実施 適宜実施		
	県民との直接の接点となる責任者講習時や、県内各地区単位で設置された暴力団排除組織等を通じて、法人の活動に対しての意見・要望を随時募った。				
課題	適切な方向性を保った事業実施のためには県民の意見・要望の把握は不可欠であるから、今後も継続して実施する必要があるが、本目標は事業目標7と同一の趣旨であり、かつ中期経営計画と一致していないことから、今年度以降は事業目標7に溶け込ませて継続実施することとする。				
2	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
取組内容	道半ばである被災地復興への暴力団介入阻止等の取り組み	① 責任者講習を通じて広報を実施 ② HP等の媒体を使用して広報を実施	随時実施 随時実施		
	警察と連携し、被災地域を会場として行う責任者講習や、HP、広報誌等を活用して暴力団等反社会的勢力による公共事業への介入手口等について情報発信したことにより、知識の向上が図られ、暴力団による復興事業への介入の未然防止に寄与した。				
課題	昨年度は復興事業等への介入事案は把握されておらず、法人による広報啓発が実効をあげているものと認められ、今後も事業の継続が必要であるが、本目標は事業目標6と同一の趣旨であり、かつ中期経営計画と一致していないことから、今年度以降は本目標は事業目標6に溶け込ませて継続実施することとする。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	11			11	10			10	10			10
計	12		1	11	11		1	10	11		1	10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		令和元年度				令和2年度				令和3年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1		1		1		1		1	
	一般職			1				1				1	
	小計	2		2		2		2		3		3	
	小計	3		3		3		3		4		4	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	1		1		1		1					
	小計	1		1		1		1					
	計	4		4		4		4		4		4	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和元年度  人

令和2年度  人

令和3年度  人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職						3	3
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						3	3
	その他							
	計						4	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕  
平成23年に公益財団法人に移行する際、役員を削減して現在の人数として、以来変更無く現在に至っている。職員については、その以前より現在と同じ専務理事を含めた4人体制であり、変更がない。

〔県の関与の状況について〕  
県職員の派遣はない。

〔職員の年齢構成について〕  
法人の職員は、法人の主事業である相談業務を遂行するために必要な暴力追放相談委員の資格を取得できる者である必要があり、国家公安委員会規則の定めにより県警OBであることを前提としていることから、高い年齢層で構成されている。

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
<b>資産</b>	775,739	756,822	759,715	2,893	
流動資産	2,695	2,220	2,347	127	
うち現金預金	2,588	2,112	2,249	137	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	773,044	754,602	757,368	2,766	
基本財産	729,654	711,887	712,635	748	
うち投資有価証券	729,574	711,807	712,555	748	
特定資産	43,206	42,632	44,733	2,101	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	184	83	0	▲ 83	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
<b>負債</b>	2,546	1,883	1,660	▲ 223	
流動負債	1,010	859	1,148	289	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	1,536	1,024	512	▲ 512	
うち有利子負債	0	0	0	0	
<b>正味財産</b>	773,192	754,939	758,055	3,116	
指定正味財産	725,300	710,327	708,869	▲ 1,458	
一般正味財産	47,892	44,612	49,186	4,574	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
<b>経常収益</b>	21,072	20,970	21,461	491	
<b>経常費用</b>	21,264	20,395	20,710	315	
事業費	16,098	15,312	15,791	479	
うち人件費	10,290	10,683	10,719	36	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	5,166	5,083	4,919	▲ 164	
うち人件費	4,167	4,184	4,141	▲ 43	
評価損益等増減額	▲ 967	▲ 4,289	3,823	8,112	
当期経常増減額	▲ 1,159	▲ 3,714	4,574	8,288	
<b>経常外収益</b>	1,387	434	0	▲ 434	
<b>経常外費用</b>	0	0	0	0	
当期経常外増減額	1,387	434	0	▲ 434	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	228	▲ 3,280	4,574	7,854	
当期指定正味財産増減額	8,008	▲ 14,973	▲ 1,458	13,515	
正味財産期末残高	773,192	754,939	758,055	3,116	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	2,366	2,257	2,544	287	責任者講習事業の委託料
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
<b>自己資本比率(%)</b>	99.7	99.7	99.8	0.1	=正味財産/総資産×100
<b>流動比率(%)</b>	266.8	258.4	204.4	▲ 54.0	=流動資産/流動負債×100
<b>有利子負債依存度(%)</b>	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
<b>管理費率(%)</b>	24.3	24.9	23.8	▲ 1.1	=管理費/経常費用×100
<b>人件費比率(%)</b>	68.0	72.9	71.8	▲ 1.1	=人件費/経常費用×100
<b>独立採算度(%)</b>	105.6	104.9	103.6	▲ 1.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
<b>総資本当期経常増減率(%)</b>	▲ 0.2	▲ 0.5	0.6	1.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
<b>財務評価</b>	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕  
R元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済状況の変化に伴い、保有している有価証券の評価額が下落したことから評価損益が減額となったが、R2年度は同有価証券の評価額が回復し、評価損益が増額となった。

〔県の財政的関与について〕  
当法人は岩手県公安委員会からの委託事業として、責任者講習業務を受託して実施しており、その委託料以外に県の財政的関与はない。

〔財務指標・財務評価について〕  
前年度に比べて流動比率が低下しているが、流動資産はほぼ全額が現金預金、流動負債は預り金(社会保険料)と賞与引当金で占めており、借入金や法人の事業に係る負債は存在しない。

## V 法人及び所管部局の評価

### 1 県施策と法人との連携・協働

#### (1) 県施策の推進について

法人	当法人の事業は、県民の暴力団排除気運の醸成を促し、広報・啓発により暴力団による犯罪被害の未然防止を図ることを主目的とするものであり、年度単位で明確な成果を示すことができる性質のものではないが、近年、暴力団犯罪被害に係る相談が減少傾向にあり、一方で暴力団排除のための個人情報提供依頼が増加していることを鑑みるに、法人の事業は県民に浸透し、順調に成果を上げており、県の施策推進に寄与しているものと考えられる。
所管部局	法人は、より民間に近い立場で暴力団排除を推進しており、警察への相談の前段階として法人を頼るケースも多く、県民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たしていると認められる。法人の事業目標については、法人の事業は数値で明確に達成状況を測定できる性質のものではなく、かつ、受動的な性質の事業が多いことから、成果目標を立てることが非常に困難であるものの、目標の数値化が可能なものについては極力数値化がなされており、内容も施策推進に寄与する妥当なものであると認める。

#### (2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は法律（暴対法）に基づいて設置された法人であり、実施する事業も法律で定められている。また、事業の実施のためには警察OBであることを前提とした国家公安委員会規則で定められた資格が必要であるほか、特に法人の主たる事業である相談事業では、犯罪に対する知識や経験を生かして対応する必要がある。これらの事業の特殊性は、他の民間団体や自治体では代替しえないものである。
所管部局	法人が行っている相談事業について、弁護士と違い無料で相談ができ、警察よりも敷居が低いため相談がしやすく、事案により両者に適切な引継ぎを行っている橋渡し役となっており、特にこの相談事業を通じて県民にとって身近な存在となっている。このように、警察と弁護士の両方に太いパイプを持ち、県民に身近な相談窓口となるのは法人以外には無く、犯罪被害防止、被害回復及び抑止にも貢献しており、必要不可欠な存在である。

### 2 自律的マネジメントの促進

#### (1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に関わる業務である特殊性から職員全員が警察職員OBであり、同じ土台であることで業務を進める上で大きなプラスとなっている。その反面、公務員体質がマイナスに作用しないように費用対効果や効率化を常に意識して事業を推進すると共に、時勢の変化に対応できるよう、アンテナを高くして積極的な情報収集、能力向上に努める必要がある。
所管部局	法人は、警察と県民との間で暴力団排除のための架け橋となる存在であるから、実効ある事業の推進のために、民間の立場、感覚への理解を深める必要がある。そのために、職域暴排組織等を通じての情報交換、積極的な交流等により、各職員が官民両方のバランスの取れた感覚を保持するように努める必要がある。

#### (2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に関わる個人情報を扱っている特殊性から、他組織よりも高い法令遵守の意識が求められている。情報漏洩、不正利用、不適切な事務・会計処理等の絶無のため、個人情報保護規程に基づく運用と個人任せにしない複数チェックを徹底し、リスク管理体制の強化を図っている。
所管部局	法人は、会計処理を含めた業務における意思決定に当たっては、担当以外の職員も内容を確認、把握のうえチェックを行い、最終的に事務局長を兼務している専務理事の決裁を必要としており、担当者任せにならないチェック体制が整っている。今後はこれが形骸化することなく十分に機能するように、内外によるチェックを確実に働かせる必要がある。

### 3 健全経営の維持・確保

#### (1) 経営改善について

法人	昨年度の経営改善目標は中期経営計画と一致しておらず、かつ、内容も経営改善に資するには方向性が誤っていて不十分であったことから、今年度以降改めることとした。
所管部局	新たな経営改善目標は、収入増加と支出抑制の二本柱としている。法人は収益事業を行っておらず、事業資金は寄附金・賛助金収入と基本財産運用（債券運用）収入に依っていることから、これら収入の増加と支出抑制の努力は自立経営継続のために不可欠である。目標数値も、これまでの収支決算額から見て適当（公益法人であり、収支相償の観点から収入を過大にすることはできない）であると認められ、目標の達成は健全経営の維持に十分に資するものであると認める。

#### (2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

### 4 情報公開の推進について

法人	現在ホームページをリニューアル中であり、7月から運用開始予定である。従来は更新作業を外部に委託していたところ、法人職員が直接更新できるようになり、最新情報を随時公開することが可能となることから、今後適切な情報公開を推進していくこととする。
所管部局	ホームページでは法人の役員の氏名を公表していないが、法人の事業内容から暴力団や暴力団関係者による犯罪行為の標的とされる危険性があるため公表していないのもであり、役員保護のため適切な措置であると認める。しかし、それ以外の法人が公開すべき情報について、一部公開されていない項目があることから不十分であり、今後公開を進める必要がある。

## VI 統括部署（総務部）の総合評価

### 1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人 1	<p>・法人は、暴力団の排除により、県民の安全及び住みよき暮らしを実現する上で重要な役割を担っています。そうした役割を果たす上で必要な法人の安定経営の観点から、現在、2つの経営改善目標を設定していますが、「V法人及び所管部局の評価」において記載されているとおり、より経営改善に資する目標へと変更を行うこととしています。目標の変更に際しては、実効性あるPDCAを運用するため、法人の経営課題に即して、可能な限り測定可能な目標値の設定を行う必要があります。</p>
所管部局 2	<p>・法人の財務体質について、総資産に占める投資有価証券保有額の割合が非常に高く、経常収益の半分以上が投資有価証券の受取利息になっています。今後とも、指導監督の責務を担う所管部局として、適時、運用リスクの把握に努める必要があります。</p>

### 2 過去の指摘事項に対する取組状況

#### 【令和元年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人 1	<p>法人の役割を發揮するとともに、法人の主要な財源である賛助金・寄附金を確保していくため、引き続き、法人の役割の認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があります。</p>	実施済	<p>暴力団追放県民大会、企業等への研修、責任者講習等の機会を通じて法人の事業内容のPRを行い、認知度の向上を図るとともに個別に企業訪問等を行った結果、賛助会員の新規7団体の獲得に成功し、賛助会員総数で前年比5会員の増加となった。</p>	R2.3
法人 2	<p>県内各地域への暴力団介入阻止等のため、引き続き、警察や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。</p>	実施済	<p>警察と連携し、県内各地域において行政、企業等に対して責任者講習・研修会を開催し、暴力団による各種事業への介入の動向察知及び未然防止を図った。また、企業等からの暴力団関係相談に関しては、警察と連携し、適切に対応した。</p>	R2.3
所管部局 1	<p>法人の取組を効果的なものとするため、引き続き、法人と関係機関と連携して情報の共有と取組の強化を図るとともに、法人に対して適切な指導・助言を行う必要があります。</p>	実施済	<p>法人の広報誌及び各種協議会において最新の暴力団情勢を発信し、責任者講習では暴力団への対応要領等について講義を行うことにより、法人の広報啓発活動の効果を高めることに寄与した。今後も同様に効果的な取組となるよう法人との連携を強化していくこととする。また、他都道府県警察との情報交換により、全国の他の暴追センターの情勢・好事例を提供する等することにより具体的な指導・助言を行っていく。</p>	R2.3

#### 【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人 1	<p>法人の主要な財源である賛助金・寄附金の確保が課題であり、法人の役割に対する県民の認知度の向上に向けて、より効果的・効率的な広報活動に取り組む必要があります。</p>	実施済	<p>昨年度は新型コロナウイルスの影響で各種行事等が中止、縮小される中、当法人では所管部局と協議の上感染症対策を徹底し、法人を大々的にPRする機会である暴追県民大会を開催したほか、県民と身近に接する事業である責任者講習についても概ね計画どおり開催する等認知度の向上に向けた取り組みを推進した。新型コロナウイルスによる経済状況の悪化により賛助会費の納入減があり、賛助会員の退会も1法人あったが、新規会員獲得の努力により7法人の加入があり、取り組み効果が現れている。</p>	R3.3
所管部局 1	<p>法人の取組を効果的なものとするため、引き続き、法人・関係機関と連携して情報の共有と取組の強化を図るとともに、法人に対して適切な助言・指導を行う必要があります。</p>	実施済	<p>責任者講習や各種研修会において、法人の求めにより部外講師として担当係官を派遣し、最新の暴力団情勢や不当要求の手口紹介、不当要求への対応要領等の講義をすることにより、法人の実施する事業の重要性と付加価値を高めることに寄与した。また、不特定多数の受講者が集まる責任者講習事業における新型コロナウイルス感染症への対策について、全国的な情勢や対応状況についての情報収集結果を法人にフィードバックして検討を重ねたことにより、感染者を出さことなく、ほぼ計画通りの事業実施を支援した。</p>	R3.3